

防災製品の欠陥で、もしも事故が発生したら…

# 防災製品PLセンター

へ相談ください！



## 防災製品PLセンター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館  
財団法人日本消防設備安全センター内



**0120-553-119**

# スピーディーに、公正にトラブル解決のお手伝い

私たちのかけがえのない生命や貴重な財産を火災その他の災害から守ることを目的として使用されている防災製品に、もしも欠陥事故が起こり、ケガや被害が生じたとき、

## お気軽に、防災製品PLセンターへ

「製造物責任法（PL法）」が施行されるまでは、製品欠陥が原因となった事故によって被害が発生したときには、消費者（被害者）と製造メーカーとの直接交渉により、その解決が図られてきました。

しかし、消費者（被害者）が、製造メーカーの過失の存在を立証するためには、複雑な手続きと長い時間を必要とします。

そこで、製品の欠陥による消費者（被害者）からの苦情や被害救済を、簡易な手続きで迅速に処理できるよう、製造メーカーの損害賠償の責任と消費者（被害者）の保護を目的とした「製造物責任法（PL法）」が平成7年7月1日から施行されています。そして、この法律が私たちの日常生活に、より一層身近なものになるよう設立されたのが、『防災製品PLセンター』です。

このPLセンターは、民間分野における中立・公正な防災製品専門の相談受付や苦情処理、そして裁判外の紛争処理を行う機関です。万が一、防災製品の欠陥による事故で被害にあったときには、お気軽にPLセンターにご相談いただき、速やかに問題を解決されることをお勧めします。



## 特 色

1. PLセンターには、お気軽に相談できる「PL相談室」と、専門家による紛争解決のための斡旋、仲介など（調停）を行う「紛争処理委員会」が設置されています。
2. 紛争処理の客観性、公平性を確保するため、防災関係の原因究明機関などと緊密な連携を図ります。
3. 「PL相談室」と「紛争処理委員会」には、中立・公平を期するため、防災製品の専門家、学識経験者、弁護士、消費者代表の人たちが参加しています。

## 対象となる事故

国内で販売されている消防用設備・機器、防災物品・製品、危険物容器などの防災製品の欠陥による事故。

## 利用方法

電話、文書などで、お気軽にご相談ください。

## 利用対象者

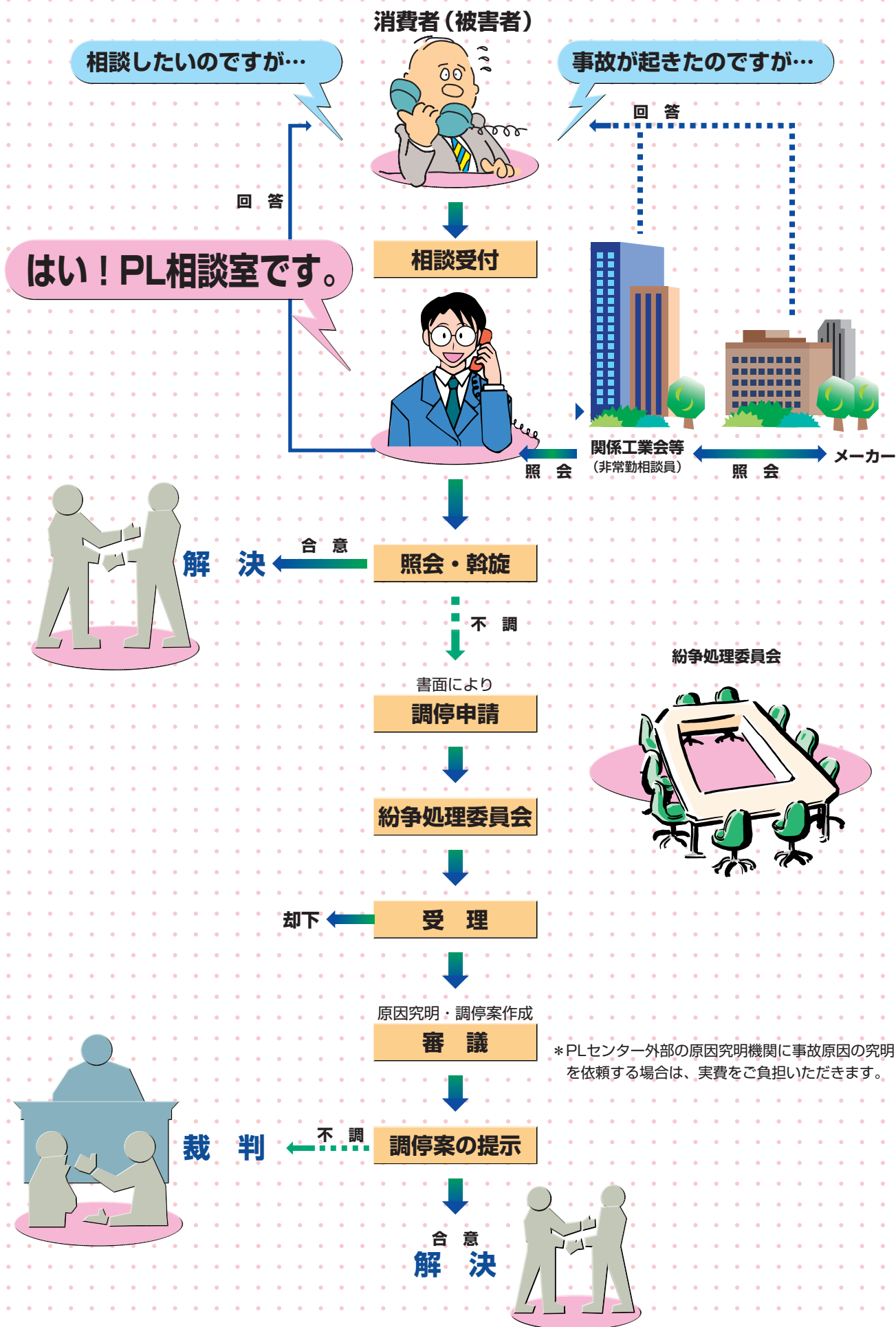
消費者や防災製品の製造・取扱企業など。

## PL事故情報室の設置

平成16年7月には、新たに「PL事故情報室」を設け、消防車両、装備品、消防用設備等の不具合等に係る情報の提供をお願いしています。また、事故情報の一部についてホームページに情報提供をしています。

PL事故情報室のホームページ <http://www.fesc.or.jp/plziko/indexhtml>

# 防災製品PL相談と紛争処理業務のしくみ



# 主な防災製品

## 消防用設備・機器

- 消火設備（消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備、動力消防ポンプ設備など）
- 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器など）
- 避難設備（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、誘導灯など）
- 消防活動施設（連結散水設備、連結送水管など）
- 非常電源（自家発電設備、蓄電池設備など）
- 配線（耐熱電線、耐火電線など）
- 放水器具（消防用ホース、ノズルなど）
- 消防用水（二次製品防火水槽など）
- 特殊消防用設備等（総務大臣認定）

## 防災物品・製品

- 防災物品（カーテン、どん帳、じゅうたん、工事用シートなど）
- 防災製品（ふとん、毛布、衣服、テント類、非常持出袋、防災頭巾など）

## 消防車両・消防用服装装備品

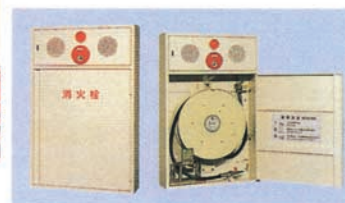
（各種消防自動車、耐熱服、防火外とう、防火作業服など）

## 危険物容器・計量機

（灯油用ポリエチレン缶、ガソリン計量機など）



救助袋



消火栓設備



消火器



誘導灯



耐熱服



灯油用ポリエチレン缶



放水器具



防災製品



自動火災報知設備  
受信機



## 受付時間

（土、日、祝祭日を除く9：00～17：00）



# 0120-553-119

## 防災製品PLセンター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館  
財団法人日本消防設備安全センター内